

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）					別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）				
職種	基礎号給		上限		職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給		職務の級	号給	職務の級	号給
<省略>					<省略>				
労務職（用務員・調理員）	1	1	1	<u>2 2</u>	労務職（用務員・調理員）	1	1	1	<u>1 2</u>
<省略>					<省略>				
備考 <省略>					備考 <省略>				

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。